

1. 平成19年度に機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価の実施体制

評価の実施に当たり、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者、法曹関係者及び社会、経済、文化その他の分野からの学識経験者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を行う評価部会、教員組織調査専門部会を編成しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施しました。

- (1) 法科大学院における自己評価
各法科大学院は、自己評価実施要項に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。
- (2) 機構における評価
 - ① 基準ごとに、自己評価書の基準に係る状況の記述を踏まえ、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにしました。
 - ② 章ごとに、基準に係る状況の記述の中から、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、その取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、その旨の指摘を行いました。
 - ③ 評価の結果、すべての基準を満たしている場合に、評価基準に適合していると認め、当該法科大学院に対して適格認定を行い、また、1つでも満たしていない基準があれば、評価基準に適合していないものとして、その旨を公表しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、自己評価実施要項に基づき各法科大学院が作成した自己評価書（法科大学院の自己評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。）及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等の分析に基づいて行い、また訪問調査は、訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認できなかった内容等を中心に調査を行いました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、平成 18 年 6 月に国・公・私立大学の法科大学院関係者に対し、評価の仕組み、方法などについて説明会を実施しました。
- (2) 機構は、平成 18 年 7 月から 9 月にかけて、法科大学院認証評価の申請を受け、最終的に以下の 9 法科大学院を置く大学の評価を実施することとなりました。
 - 国立大学（7 大学）
 - ・ 北海道大学 大学院法学研究科法律実務専攻
 - ・ 千葉大学 大学院専門法務研究科法務専攻
 - ・ 一橋大学 大学院法学研究科法務専攻
 - ・ 新潟大学 大学院実務法学研究科実務法学専攻
 - ・ 金沢大学 大学院法務研究科法務専攻
 - ・ 香川大学 大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻
 - ・ 熊本大学 大学院法曹養成研究科法曹養成専攻
 - 私立大学（2 大学）
 - ・ 上智大学 大学院法学研究科法曹養成専攻
 - ・ 専修大学 大学院法務研究科法務専攻
- (3) 機構は、平成 18 年 11 月に国・公・私立大学の法科大学院の自己評価担当者等に対し、自己評価の方法について説明を行うなどの研修を実施しました。
- (4) 機構は、平成 19 年 5 月、6 月に機構の評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。
- (5) 機構は、平成 19 年 6 月末までに、対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象法科大学院の評価は、次のとおり実施しました。

19年7月	書面調査の実施 教員組織調査専門部会（注1）の開催（授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査）
8月	評価部会（注2）の開催（基準ごとの判断の検討及び優れた点及び改善を要する点等の検討）
9月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定） 運営連絡会議（注3）、評価委員会（注4）の開催（評価の過程での問題点等の審議、各評価部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定）
10～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった内容等を中心に対象法科大学院の状況を調査）
12月	評価部会の開催（評価報告書原案の作成）

（注1） 教員組織調査専門部会・・・法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会
（注2） 評価部会・・・法科大学院認証評価委員会評価部会
（注3） 運営連絡会議・・・法科大学院認証評価委員会運営連絡会議
（注4） 評価委員会・・・法科大学院認証評価委員会

(6) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、平成20年1月に運営連絡会議、評価委員会を開催し、評価結果（案）を決定し、評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知しました。

(7) 機構は、評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設けた後、平成20年3月の運営連絡会議、評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。
なお、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てについては、評価委員会の下に置かれる意見申立審査専門部会での審議を経た上で、評価委員会において、評価結果を確定しました。

6 評価結果

平成19年度に評価を実施した9法科大学院のうち、5法科大学院が評価基準に適合しており、4法科大学院が適合していないとする評価結果となりました。

評価基準に適合している法科大学院

- ・ 新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻
- ・ 金沢大学大学院法務研究科法務専攻
- ・ 熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻
- ・ 上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻
- ・ 専修大学大学院法務研究科法務専攻

評価基準に適合していない法科大学院

- ・ 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻
- ・ 千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻
- ・ 一橋大学大学院法学研究科法務専攻
- ・ 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻

7 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成20年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

青山善充	明治大学法科大学院長
荒川正昭	前大学入試センター理事長
安西祐一郎	慶應義塾長
磯部力	立教大学教授
磯村保	神戸大学教授
井田良	慶應義塾大学教授
稲葉威雄	早稲田大学教授
井上正仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
岡田ヒロミ	消費生活専門相談員
加藤哲夫	早稲田大学教授
金井康雄	司法研修所教官
木藤繁夫	牛島総合法律事務所弁護士
久保井一匡	久保井総合法律事務所弁護士
小島武司	桐蔭横浜大学長
◎佐々木毅	前東京大学総長
佐藤幸治	近畿大学教授
舘昭	桜美林大学教授
○田中成明	関西学院大学教授
ダニエル・フット	東京大学教授
塚原英治	東京南部法律事務所弁護士
中森喜彦	京都大学理事・副学長
南雲光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
濱田道代	名古屋大学教授
松尾龍彦	司法評論家
三井誠	同志社大学教授
諸石光熙	大江橋法律事務所弁護士
山口幹生	法務省法務総合研究所総務企画部付

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部 力	立教大学教授
磯村 保	神戸大学教授
○井上 正仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
碓井 光明	東京大学教授
加藤 哲夫	早稲田大学教授
曾根 威彦	早稲田大学大学院法学研究科長
滝澤 正	上智大学法科大学院長
舘 昭	桜美林大学教授
◎田中 成明	関西学院大学教授
棚村 政行	早稲田大学教授
土井 真一	京都大学教授
中川 丈久	神戸大学教授
中森 喜彦	京都大学理事・副学長
長谷部 恭男	東京大学法科大学院長
深田 三徳	同志社大学教授
三井 誠	同志社大学教授
安永 正昭	神戸大学教授
山本 和彦	一橋大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

井上 直哉	司法研修所教官
上野 泰男	早稲田大学教授
岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員
笠井 治	東京リベルテ法律事務所弁護士
◎曾根 威彦	早稲田大学大学院法学研究科長
森田 衛	株式会社福寿園取締役副社長
山田 洋	一橋大学教授
○山中 至	熊本大学大学院法曹養成研究科長
吉村 良一	立命館大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第2部会)

◎碓井光明	東京大学教授
川上拓一	早稲田大学教授
近藤光男	神戸大学教授
○滝澤正	上智大学法科大学院長
竹内淳	石井法律事務所弁護士
田中教雄	九州大学教授
前田純博	前田特許事務所弁理士
松尾龍彦	司法評論家
村田斉志	司法研修所教官

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第3部会)

天野佳洋	駿河台大学教授
磯部力	立教大学教授
春日偉知郎	慶應義塾大学教授
佐藤光代	横浜国立大学教授
平覚	大阪市立大学教授
高見勝利	上智大学教授
田中宏	田中宏法律事務所弁護士
○長沼範良	上智大学教授
◎安永正昭	神戸大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第4部会)

麻生利勝	大東文化大学教授
生熊長幸	立命館大学教授
磯村保	神戸大学教授
岩井宜子	専修大学教授
古口章	リバルテ法律事務所弁護士
○野坂泰司	学習院大学大学院法務研究科長
◎深田三徳	同志社大学教授
山田明	司法研修所教官
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第5部会)

磯部力	立教大学教授
今田幸子	労働政策研究・研修機構特任研究員
片山典之	シティユーワ法律事務所弁護士
潮見佳男	京都大学教授
杉原高嶺	近畿大学教授
瀧田毅	京都大学准教授
古江頼隆	東京大学教授
○棟居快行	大阪大学教授
◎山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第6部会)

猪俣尚人	上智大学教授
勝方信一	教育ジャーナリスト
木村光江	首都大学東京教授
武井康年	広島総合法律会計事務所弁護士
◎棚村政行	早稲田大学教授
中森喜彦	京都大学理事・副学長
浜川清	法政大学大学院法務研究科長
山川隆一	慶應義塾大学教授
○吉田克己	北海道大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第7部会)

秋山仁美	慶應義塾大学教授
○河上正二	東北大学教授
官澤里美	官澤法律事務所弁護士
島野康	国民生活センター理事
中山充	香川大学大学院連合法務研究科長
丸山雅夫	南山大学副学長
◎三井誠	同志社大学教授
我妻学	首都大学東京教授
亘理格	北海道大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

○磯村保	神戸大学教授
碓井光明	東京大学教授
河上正二	東北大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
田中成明	関西学院大学教授
田村幸一	司法研修所教官
中森喜彦	京都大学理事・副学長
長谷部恭男	東京大学法科大学院長
濱田道代	名古屋大学教授
◎三井誠	同志社大学教授
山川隆一	慶應義塾大学教授
山口幹生	法務省法務総合研究所総務企画部付
山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(5) 法科大学院認証評価委員会意見申立審査専門部会

石川敏行	中央大学教授
白濱清貴	司法研修所教官
◎鈴木茂嗣	近畿大学法科大学院長
○永田眞三郎	関西大学理事
外立憲治	外立総合法律事務所弁護士

※ ◎は部会長、○は副部会長